

発明に見る日本の生活文化史 動作シリーズ3 第1巻 踏む

はじめに

社会と技術のかかわり

なぜ、発明から文化を見るのか？

解説

近代に生まれた「踏む」の発明を見る

資料

第1部 下駄

第2部 草鞋と草履

第3部 足袋と地下足袋

第4部 靴

第5部 履物の材料

参考情報

使用した特許情報

掲載特許一覧表

詳しく調べるために

おわりに

SAMPLE

はじめに

今日のわたしたちは、産業構造の変化やエネルギー、環境問題、少子高齢化、そして急激な科学技術の進歩などによって、様々な価値観の変化に直面しています。東日本大震災以降のエネルギー問題をきっかけに、国や専門家任せではなく生活者ひとりひとりが自ら考えを持ち行動する意識の高まりが見られます。急激な変化に対して方向性を見失わずに思想を持ち、あらたな時代を形作っていくことは重要な課題です。

高度な文化を持つという言葉がありますが、日本人はどのような文化を持つて生きていくのでしょうか。文化は、人々の営みのなかで、人の頭の中にある思想、形となつてあらわれたもの、社会背景が複雑に関わり合った複合体であり、時の流れと共に変化する流動体であるために、とても掴みづらいものです。生きている渦中であつてはなおさらのことです。しかし天災や大きな社会の変化に見舞われそれを克服しようとする時に、文化は見えやすい形で立ち現れ、新しい文化も生まれるのではないかと思えます。

そこで文化の実体に近づくための試みとして近代の発明に着目します。明治維新に伴い近代には西洋の思想と物品が生活の場に押し寄せてきました。西洋を日本の暮らしに取り入れるための試行錯誤がはじまります。西洋化という急激な価値観の変化に対して、人々の生活にはさまざまな課題が生れたはずですが、そうした課題に対して技術的に解決しようとする取り組みのひとつが発明です。

本シリーズでは近代の発明をたどることで、日本の文化をみていきます。今日のわたしたちも急激な社会と技術の変化に直面しています。次世代に向けて課題に挑戦することが何より必要です。変化を立ち向かった先人たちの痕跡はわたしたちに大きな勇気を与えてくれます。

発明という理系のフィールドに文系の視点からアプローチしていることが特徴です。ネオテクノロジーは異なるフィールドに学ぶことで自らを磨き、今までにない新たな創造を生み出し、力強い総体と成っていくことを目指しています。技術は人々の生活とそれを取りまく社会との関わりの中で生まれるものであり生活文化の反映です。分野の垣根を越えて、皆様の研究の一助になることを願ひ発刊いたします。

社会と技術のかかわり

社会の変化とともに課題が生まれ、人はその課題を乗り越えるために技術を生み出します。そして、技術革新は産業の発達を通じて国の経済や文化、人々の生活に密接に関わっています。

技術は発明という形で公にあらわれます。社会を良くしたいという願いや、成功をつかみたいという欲望や夢など、課題に挑戦する人々の情熱や努力が発明を生み出す原動力となります。数えきれない失敗と僅かな成功を繰り返しながら、社会は少しずつ変化してきました。私たちは発明にあらわれる先人達の挑戦の歴史を振り返ることによって、わたしたち自身も社会の変化に立ち向かう勇気をもらうことができるでしょう。

本書で取り上げる時代は、日本で特許制度が始まった明治初期から昭和の第二次大戦前までとしました。明治維新後の混沌の中で日本は近代化を急いできました。西欧諸国が植民地政策によって莫大な富をアジア諸国から吸い上げていることへの危機感や、幕末に締結した西欧諸国との不平等条約解消の志願がさらに近代化を加速化させました。

近代化は、文明開化すなわち西洋化の始まりです。西洋建築や洋食など、今では私たちの日常で当たり前になっているものの多くが、この百年余りの短い期間に日本に流れ込んできました。井の中の蛙だった日本人にとって、西洋化は大きなカルチャーショックだったはずですが、しかも、日本が西欧列強に飲み込まれてしまうかもしれないという大ピンチだったはずで、それでも、日本人は独自の好奇心と勤勉さで、西洋文化を模倣するだけでなく、西洋文化を受け入れながらも日本の既存文化と融合させ、日本独自の文化を発展させてきました。明治維新から第二次大戦前までの近代化への道のりを振り返り、先人達の情熱と努力が生み出した近代化のダイナミズムに触れることによって、現在の私たちが直面している社会変化に取り組む知恵と勇気を得ることができるようでしょう。

なぜ、発明から文化を見るのか？

本書は、具体的な発明にあらわれる様々な工夫を通じて、生活文化を読み取ろうとする試みです。言い換えれば、庶民の生活の創意工夫（発明）の中に、時代の潮流を見出す新たなアプローチです。ネオテクノロジーは特許情報を社会の世相や課題が反映されるアーカイブ情報として活用することによって、現実の発明が積み上げてきた先人の知恵を学ぶことができますと考えています。また、歴史上の偉人の活躍よりも、身近な生活道具にこそ生活文化の変化が表れると考えています。生活文化の片鱗は発明として表れます。発明の一つひとつは小さな工夫に過ぎません。しかし、発明を束にして時代を追っていくことによって、庶民の内に秘めた時代のダイナミズムに触れることができます。

特許情報から技術の広がりを見ることもできます。当然ですが、明治、大正、昭和の特許分類と現在の特許分類は一致していません。それは、時代とともに技術が進化し、特許分類が細分化されているからです。特許分類は、審査官が審査を行う際の便宜と外部利用者の検索上の便宜を主眼として付与されています。時代とともに技術が進化し、技術が細分化されていくに従って、特許分類も細分化されていきます。言い換えると、特許分類の変化から技術の広がりを見ることもできます。現在確認できるもので見ると、特許制度制定後の明治8年から20年代後半までは35類、明治30年代から40年代は136類でした。大正10年に大幅に改正し、総計207類、種別216種目となりました。第1類から第143類までは機械工業、第144類から186類までは化学工業、第187類から第207類までは電気工業となりました。

さあ、近代の発明から百年前の日本人の暮らしにタイムスリップしましょう。

近代に生まれた「踏む」の発明を見る

本書では明治時代から太平洋戦争の直前、昭和15年ごろまでに特許出願された特許発明をひもとき、当時の発明に見る我が国の生活文化を探ります。明治から大正、昭和前期への三つの時代は、実際には西暦に書き直すと1890年ごろから1940年ごろまでの約50年間に相当します。この僅か50年の間に、我が国は外国文化を積極的に取り入れ、文明開化と洋風化を通じて列強に比肩する富国強兵と生活文化の近代化を図ってきたと言えます。

明治から戦前の昭和までは僅か50年間のごく短い期間ですが、しかし、この僅かな期間に我が国は文明開化から列強大國意識化、そして、たびたびの戦争を経て国家体制や社会が激変しました。それに引きずられながら、市民の生活文化は現実には大いなる時間遅れを伴い、遅々とし、徐々にですが変わってきたようです。歴史に描かれている政治や経済、社会の変化とは異なり、日常の生活の変わり様は、その時々の特許出願された当時の発明に色濃く映っています。発明には、その時の背景が宿ります。当時の特許発明をたどることにより、一つは特許を通じて近代化の足跡をなぞり、もう一つは特許明細書を通じて生活文化を垣間見てみます。

さて、特許発明とは、普通に耳にする発明とは異なり、国が審査して特許権を与えた発明のことを言います。その当時の水準で判断し、権利を与えた発明です。幸い、我が国には特許を与えた特許発明については明細書が保存されています。特許発明を見ると、国家という行政を通じて我が国や社会が、どの程度の新しさへの対応能力（技術革新の受容力）を持っていたかを推し量ることもできそうです。また、明治から大正、昭和前期の特許明細書の中には、百年を越えて現代でも

日常生活に使われている発明も見られます。それと同時に、今は全く見ることのない完全に消滅した発明も目にする事ができます。そこには、新たな発明や技術革新に対して社会が対応する感度、あるいは、許容度、受け入れ能力などが秘められているに違いありません。一つ一つの行為や行動を取り上げて日常生活の視点から見るとは、全体に底流として通じる変化のありさまを俯瞰すると、それまでとは違った生活行為や行動に慣れていくこと、現代を通り越して将来への糸口を探ることもできそうに思われるのです。

本書では「踏む」という動作に着目します。そして「踏む」に関わる特許発明をひもとき、明治から昭和前期の社会の変化に向き合ってきたような発明が展開されてきたかを探ります。

「踏む」の主旨

本書は、ひとの足で「踏む」という動作に着目します。「踏む」という漢字は、「足」と「沓(くつ)」からできています。そこで、本書では、明治から昭和初期に出願された足で踏む道具である「履物」に注目し、この時代の生活文化を読み解きます。

第1部「下駄」

下駄(げた)を取り上げます。下駄の裏面には歯がついており、足を地面から適度に隔てると同時に、下駄の歯が地面に食い込んで踏む力を蹴る力に変換する働きをします。屋外で使われますが、明治になって交通が頻繁になって路面は繁華街を除いて泥土が普通で舗装されていないため、雨の雨でも歩きやすく、下駄は生活に重宝な履物でした。そのため生活に密着した課題も多く、消耗する歯の交換やゴムやセルロイドなどの新材料の利用など、下駄の発明からは昭和に至るまでの当時の生活文化の様子がうかがえます。

第2部「草鞋と草履」

草鞋(わらじ)と草履(ぞうり)は江戸時代から広く使われており、のちにはスリッパの原型へと進化していきます。この履物は、親指と他の四指を分ける鼻緒と、足裏で踏む平板部分からなり、足の甲を覆わない構造です。草鞋も草履も藁などで作ることができ、校舎の上履きにも使われるなど、生活必需品だけに、明治・大正期を通じて多くの発明が生まれており、草鞋は大正年代にも発明されています。

第3部「足袋と地下足袋」

足袋(たび)は、足指を親指と他の四指に分けるソックスのような屋内履きです。地下足袋は甲や底を強くした屋外での作業用の履物です。

地下足袋は、明治の後半に指の働きを自由にさせる柔らかな靴として出現し、その後は大正時代にゴムなどが現れてほぼ完成形となったようです。現代でも工事現場や農作業などに一般的に用いられています。

第4部「靴」

明治の文明開化と共に学校や軍装などに洋靴が取り入れられました。それでもなお、大正時代後期に至っても日常に「靴」を履く風習はなかなか馴染まず、靴の汚れを防ぐ靴カバリの発明などから当時の生活を垣間見ると、大正後期に至っても靴はまだまだ普段履きというまでは普及してはいなかったようです。その後、昭和に入って靴の履き心地に着目した発明が徐々に表れてきます。

第5部「履物の材料」

人の足で「踏む」という動作の道具として履物を見る時、履物の材料の変化も見落とせません。下駄には桐柾目などの木材への強いこだわりがあると同時に、下駄の衝撃を和らげる金属スプリングの装着なども工夫されます。草鞋や草履にも藁や棕櫚などの天然素材のほか、ゴムが使用され、塗装などに利用される油脂類も天然油から合成油に変わります。大正から昭和になると、さらに新しい化学材料が利用されるようになり、我が国の産業史に重なる発明が生まれてきます。

このように、人が足で「踏む」と言う動作から本書では履物を中心に当時の生活文化を垣間見てみます。

第1部「下駄」

明治以前から昭和を通じて「踏む」という人の動作に日常に使われる履物の典型は、下駄だと思われれます。下駄は、鼻緒にかけた足の踏む力を、一旦、台に受けたあと、台から歯に力を集め、地面に力を伝えます。歯に踏む力を集中させ、蹴る力にすることが、下駄の特徴です。歯を使うので地面と接地が少なく、足裏は地面から高く離れます。履物の大きさは大きくなりがちで重くなります。その分、雨や雪が降ったときには草履に比べて利便性が高い履物です。

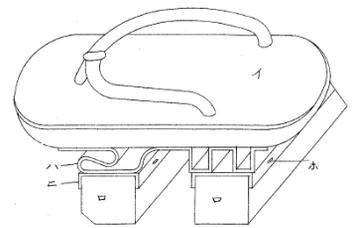
明治時代から大正時代、戦前の昭和時代にかけて、特許と実用新案には様々な下駄の発明があらわれています。いずれの明細書からも、それぞれの発明が生まれた当時の社会的な背景や生活様態が読み取れます。

例えば、特許第6538号(明治34年)の発明は、足が乗る板台の裏面と歯との間に鋼鉄製のS字金具を植え込み、歩行する際に受ける地上からの反動をS字のバネで和らげ、足の疲労を防ぐ工夫の一例です。歯は摩擦するので入替可能にする点にも工夫がされています。特許第24545号(大正2年)では、歯の周りに皮革くずを金属帯線で巻きつけ、歯の弾力を利用して歩行を楽にする工夫がなされています。特許第65186号(大正12年)は、普通は一枚の下駄台板を複数に切り分けて、互いをニムで連結し、柔軟構造にした下駄です。足を倒すと雪駄になる工夫も盛り込まれています。昭和に入ると、特許第126515号(昭和12年)に見るように、下駄の木工技術に関する発明が生まれています。下駄用に木材を裁断する際に木目を考えて直角三角形に切りだすという発明です。下駄の表面を美しく仕上げる工夫です。

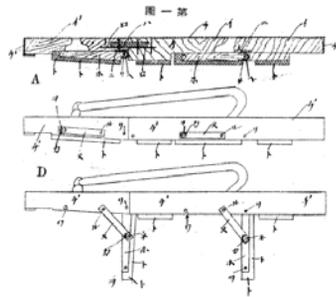
下駄の発明には、明治・大正を通じて野心的な取り組みがみられますが、大正後半から昭和になると、出願数は減少します。

SAMPLE

圖 壹 第



特許6538号

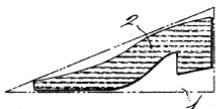


特許第65186号

圖 二 第

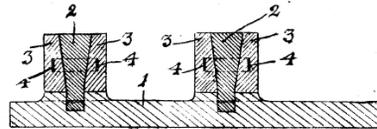


圖 三 第



特許126515号

圖 二 第



特許24545号

特許第一〇〇三號

第一百十二類

出願 明治二十三年八月五日
特許 明治二十三年十一月十二日
特許年限 十五年

(明治三十八年十一月十一日
年限満了ニ依リ特許權消滅)

長野縣埴科郡松代町三百八番地
特許權者 宇敷音七

明細書

下駄

此發明ハ齒ノ中央ヲ弧狀ニ截缺キ其左右ノ下部ニ先端少許ヲ剩シテ綠金ヲ取り着ケタル下駄ニシテ其目的トスル所ハ齒ノ磨滅毀損及ヒ片減リヲ防カシムルト砂礫ヲ敷キタル道路又ハ岩石崎嶇タル地ニシテ易クシムルト雪又ハ礫礫等ノ兩齒間ニ嵌入シ若クハ泥土ノ反撥スル憂ヲ少カラシムルトニ在リ

別紙圖面ハ予カ發明ニ係ル下駄ノ全體ヲ示シタルモノナリ

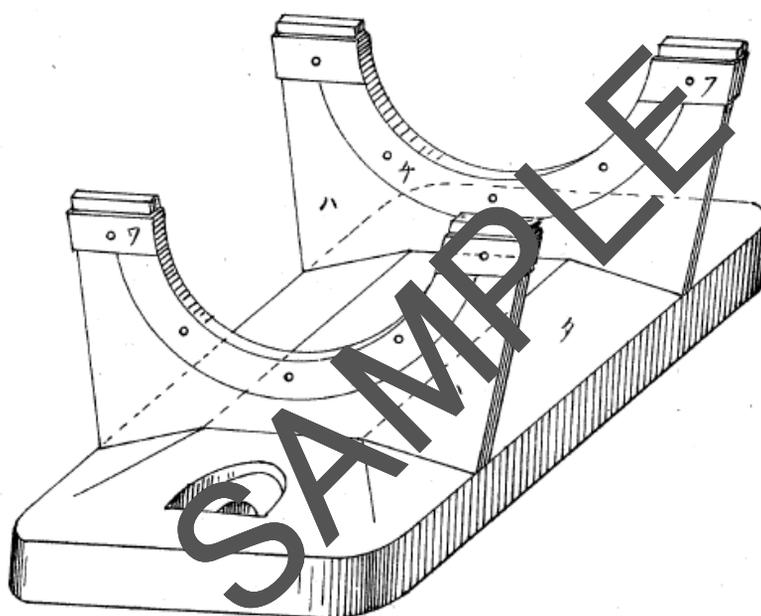
齒(○)ノ中央ヲ截缺キテ恰モ凹字ノ内方ノ隅角ニ弧狀ヲ帶ハシメタルモノヲ倒置セテ左右ノ下部ニハ少許ヲ剩シテ綠金(○)ヲ固着シ又其弧狀ニ截缺キタル部分ニハ力金(○)ヲ冒嵌ス其臺木(○)ハ普通ノ下駄ニ異ナルコトニシテ齒ノ先端ヲ綠金(○)ノ下ニ剩シタル理由ハ他ナシ若シ綠金ヲ齒先ノ最下部ニ附設スルトキハ木ハ金屬ヨリモ柔軟ナルヲ以テ齒ノ先端ニ損シテ齒ノ端面ニ凹窪ヲ生スルノミナラス木ニ金屬ヲ嵌合スルトキハ如何ニ密接セシムルトモ木ノ乾燥又ハ温度ノ加減ヨリ生ズル金屬ノ伸縮ニ因リ兩者ノ間ニ幾分カ空隙ヲ生シ從テ齒ノ裂損スル患ヲ防カシムルコト難シ然ルニ本發明ノ如ク最初齒ノ先端少許ヲ綠金ノ下ニ剩シ置クトキハ其齒先ノ次第ニ磨滅スルニ從ヒ其ノ纖維漸ク四縁ニ擴カリ且ツ其ノ木理間ニ細砂ヲ嵌入セシメテ之ヲ保留スルニ因リ齒ト綠金トノ間ニ生ジタル空隙ヲ填充シ以テ齒ノ端面ヲシテ極メテ堅牢剛固ナラシメ遂ニ減損及ヒ片減リヲ爲サ、ルニ至ラシムルノ効アルヲ以テナリ又齒ノ中央ヲ截缺キテ透隙ヲ設ケ齒先ノ地面ニ接觸スル部分ヲシテ少カラシメタルハ砂礫ヲ敷キタル道路又ハ山道等ノ如ク岩石崎嶇タル

特許第一〇〇三號

五

特許第一〇〇三號

下 駄



特許制度がはじまって間もない時期の歯を弧状に切り欠く悪路に対応することを特徴とする出願。

第四七六五號 明 細 書

出願 明治三十四年三月廿五日
特許 明治三十四年七月三日

下 駄

此發明ハ前方ヲ拇指ニ向ハシメテ稍斜ニ植定セル一本齒ヲ有スル臺ノ兩側ニ内外兩蹠ヲ各別ニ夾容スヘク屈曲セル金屬線ヲ前後ニ回動シ得ヘク取付ケ該金屬線ノ上部ニ施セル半鑲兩端ノ布片ヲ甲馳ニ依テ足首ニ結着スヘクシテ成ル下駄ニ係リ其目的トスル所ハ惡路若クハ雪中ヲ步行シ易カラシムルニ在リ

別紙圖面ハ前記ノ目的ヲ達スヘキ本發明ノ斜ニ植定セル臺(イ)ノ後部ヨリ前部ニ掛ケテ一箇ノ齒(ロ)ヲ拇指ニ向ハシムヘク稍斜ニ植定シ臺(イ)ノ後部ニ偏スル兩端ニハ鑲釘(ハ)ヲ支子(ハ)ニ對設シテ之ニ金屬線(ニ)ノ鑲狀部(ホ)ヲ緩着シ容易ニ前後ニ回動シ得ヘカヲシム此金屬線ハ内外兩蹠ヲ各別ニ夾容シ得ヘク屈曲シテ其上部ハ稍彈性ヲ帶ヒタル金屬版ヨリ成ル半鑲(ト)ニ繫着シ半鑲(ト)ノ裏面ニハ毛(ニ)ヲ着テ之ニ甲馳ヲ施シ以テ足首ニ結着スヘクナセリ而シテ本發明ニ於テハ橫鼻緒ノ必用ナキヲ以テ普通庭下駄ニ於テ用テ如キ丁字形ノ支子ヲ定着シテ前鼻緒ニ代用スルヲトス

本發明ハ前記ノ如ク一箇ノ齒(ロ)ヲ植定セルト屈曲セル金屬線(ニ)ニテ内外兩蹠ヲ各別ニ夾容シ甲馳ニテ足首ニ結着セルトニヨリ惡路若クハ雪中ヲ步行スルニ當リ小石又ハ雪塊等ノ齒間ニカマルコトナキハ言テ待タス從來ノ一本齒ノ如ク齒ヲ臺ノ側邊ニ直角ヲナシテ定着セルトスルニテ足首ヨリ拇指ニ向ハシメテ稍斜ニ植定セルヲ以テ安全ニ佇立シ得ラレ然モ步行ノ際ニハ屈曲金屬線(ニ)ト共ニ容易ニ前後ニ回動シ得ヘクナシタルニヨリ毫モ滯難ヲ感スルコトナクシテ步行ヲ輕快ナラシムルノ特效アリ

特許法ニ依リ自分カ本發明ノ保護ヲ請求スル範圍ハ左ニ掲ク
一本書所載ノ目的ニ依リ本書ニ詳記セル如ク拇指ニ向ハシメテ稍斜ニ植定セル一箇ノ齒(ロ)ヲ有スル臺(イ)ノ兩側ニ屈曲金屬線(ニ)ヲ前後ニ回動シ得ヘク取付ケ該金屬線ノ上部ニハ甲馳ヲ附シタル布片ヲ緩着セル彈性ノ半

第四七六五號

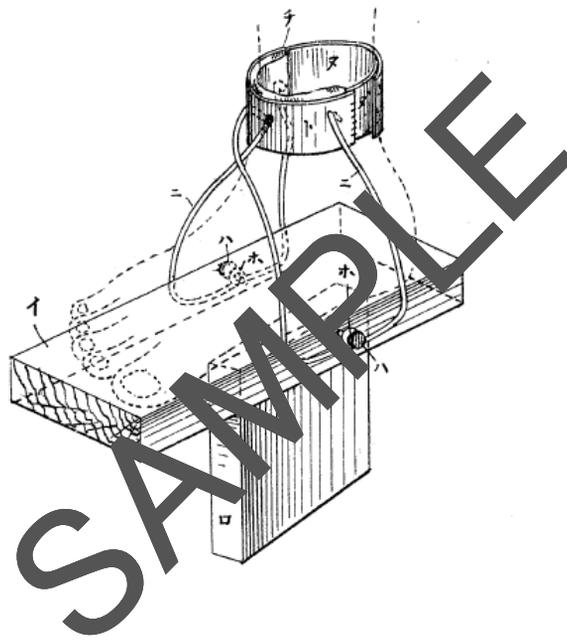
下

駄

糸井

森

三



一本歯の下駄を足首に金属線で結着する。

第四七七七號 明 細 書

出願 明治三十四年五月十六日
特許 明治三十四年六月十八日

下 駄

此發明ハ普通下駄ノ齒ヲ前後トモ下方ニ至ルニ從ヒ漸次ニ厚カラシメ且ツ前後ノ齒ノ上方ノ一部ヲ穿チテ成ル下駄ニ係リ其目的トスル處ハ輕クシテ長ク履キ得且ツ齒間ニ瓦石等ノ挾着スル患無カラシメントスルニ在リ

別紙圖面ハ本發明全體ノ斜面圖ナリ

齒イ(イ)ヲ除クノ外臺ロ及ヒ他ノ部分ハ一ニ普通下駄ノ如クス齒イ(イ)ハ前後トモ下方ニ至ルニ從ヒ漸次ニ其厚サヲ大ナラシメ從テ下方ヲ兩齒間漸次縮少ス而シテ齒イ(イ)ノ前面ノ上方及ヒ前齒イ(イ)ノ后面ノ上方ハ共ニ之ヲ穿チタルモノトス尤モ前齒イ(イ)ノ前面ノ下端ハ步行ニ便ナシムルニ稍々斜面ニ切り落ス可トス

右ノ如ク本發明ハ前齒イ(イ)后齒イ(イ)共ニ上方ニ至ルニ從ヒ漸次縮少ス而シテ其最上部ヲ穿チタルヲ以テ比較的ニ輕ク又土地ニ接スル部分廣大ナルカ故ニ比較的ニ久シク使用スル可トス又前齒イ(イ)后齒イ(イ)ノ齒間ニ瓦石等ノ挾着シテ之ヲ取り除クニ困難ナルヲアリト雖モ本發明ニ於テ齒イ(イ)ノ齒間ニ瓦石ノ入ルヲアルモ齒間ノ上方ハ漸次廣大ナルヲ以テ忽チ左右ニ逸シ去ルカ否ヲササルモ下駄ヲ倒ニスルハ難ナリ又齒イ(イ)ノ齒間ニ瓦石等ノ入ルヲアルモ齒間ノ上方ハ漸次廣大ナルヲ以テ忽チ左右ニ逸シ去ルカ否ヲササルモ下駄ヲ倒ニスルハ難ナリ

特許法ニ依リ本發明ノ保護ヲ請求スル範圍ハ左ノ如シ

一輕クシテ長ク履クヲ得且ツ齒間ニ瓦石等ノ挾着スル患無カラシムル目的ヲ以テ本文ニ記シ別紙圖面ニ示ス如ク齒イ(イ)ヲ前後トモ下方ニ至ルニ從ヒ漸次ニ其厚サヲ大ナラシメ從テ下方兩齒間ヲ漸次縮少シ且ツ后齒イ(イ)ノ前面ノ上方及ヒ前齒イ(イ)ノ后面ノ上方ヲ穿チテ成ル下駄

西 田 健 夫

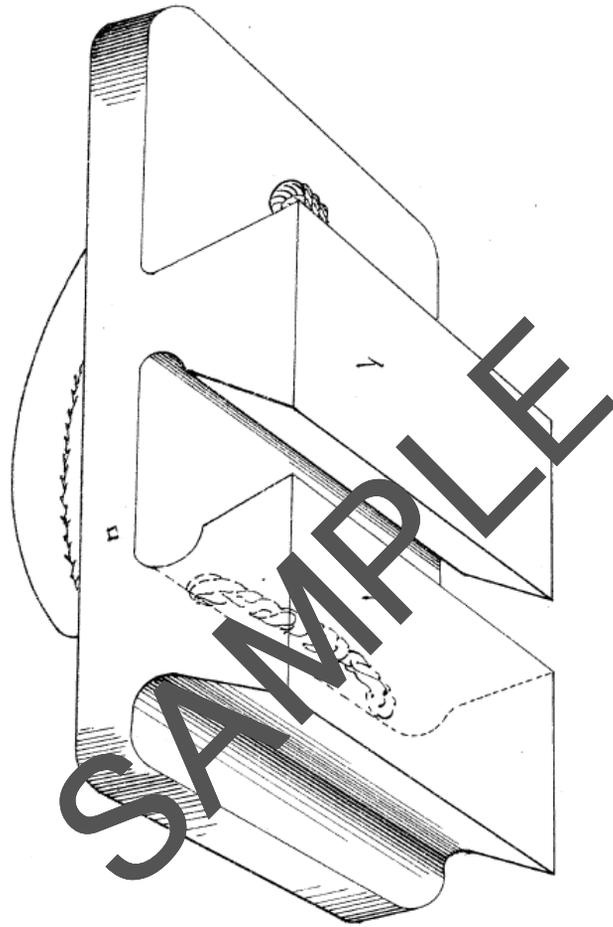
第四七四七號

下

駄

西田

健夫



齒の間に石が挟まっても左右に逃がす工夫。

掲載特許一覧表

本書で掲載した特許情報68件の一覧を左記に示します。

特許番号	発明の名称	出願日	発明者	出願人・権利者
特許第1003号	下駄	明治23(1890)年8月5日	宇敷音七	
特許第2961号	足袋(はだしばき)	明治30(1897)年10月12日	荻山市太郎	
特許第3642号	履物		河野通宏	
特許第4747号	下駄	明治34(1901)年5月16日	西田健夫	
特許第4765号	下駄	明治34(1901)年3月25日	糸井森三	
特許第5028号	弾条付下駄	明治34(1901)年9月7日	織本新蔵	
特許第5322号	靴下駄	明治34(1901)年11月13日	川上新太郎	
特許第5364号	護謨草履	明治35(1902)年3月17日	島田重太郎	
特許第5458号	護謨底跣足袋	明治34(1901)年11月29日	吉田静吉	
特許第5694号	皮裏下駄	明治34(1901)年10月4日	山崎義信 藤中重之助	
特許第6311号	靴(生徒用)	明治35(1902)年9月25日	古賀長三郎	
特許第6502号	履物	明治36(1903)年4月14日	中山保太郎	
特許第6538号	下駄	明治34(1901)年8月25日	園家文吉	
特許第6661号	金属製下駄	明治36(1903)年2月20日	小林文次郎	
特許第7131号	下駄	明治34(1901)年12月5日	荒木嘉助	
特許第7561号	二種織草履	明治37(1904)年5月13日	真城文治郎	
特許第7671号	軍用草履	明治37(1904)年6月14日	須藤仁平	
特許第7934号	草鞋	明治37(1904)年3月17日	北畠健蔵 渡辺昇 小林小太郎	
特許第10236号	衛生靴	明治39(1906)年1月26日	中沢利資	
特許第11274号	草履留	明治39(1906)年7月28日	石田常太郎	
特許第11534号	実用晴雨下駄	明治39(1906)年10月10日	福田恭一 伊木義男	
特許第12690号	伸縮護謨靴	明治39(1906)年11月20日	大島文之助 大島真之助	
特許第12696号	明治下駄	明治40(1907)年3月12日	村越角次郎	
特許第13369号	高等爪掛	明治39(1906)年12月24日	難波民二	
特許第13994号	無縫式足袋	明治40(1907)年11月30日	安藤孝代太郎 角島徳隆	
特許第14606号	便利東京下駄	明治41(1908)年3月14日	長曲龜哉	
特許第14664号	靴下駄	明治41(1908)年6月5日	浦菊郎	
特許第15384号	指付靴(労働用)	明治41(1908)年6月23日	神前次郎	
特許第15499号	爪掛	明治41(1908)年9月7日	原沢栄治 石井力蔵	
特許第17299号	外牧式靴下駄	明治41(1908)年10月20日	外牧政喜	
特許第17461号	長者下駄	明治41(1908)年10月17日	高松梅治	
特許第17926号	幾代下駄	明治42(1909)年6月19日	小川利之助	
特許第19331号	理想表	明治43(1910)年6月13日	高橋嘉十郎	
特許第21670号	空気入護謨下駄	明治44(1911)年4月1日	種村延之助 倉橋力蔵 有本豊吉	
特許第23573号	両用上草履	大正1(1912)年8月22日	景山鉄治郎	
特許第24315号	学生用履物爪掛	大正2(1913)年5月8日	中村勉次	
特許第24414号	八千代下駄	大正2(1913)年1月25日	村上了作	
特許第24527号	地下足袋底	大正1(1912)年9月18日	松林吉五郎 平井勇	
特許第24545号	名管下駄	大正2(1913)年5月16日	桜間平吉 大久保源吉	
特許第24984号	下駄	大正2(1913)年5月28日	山崎林次郎	
特許第25364号	大正式徳用靴	大正2(1913)年10月14日	菊間留吉	
特許第26821号	「セルロイド」下駄	大正2(1913)年10月27日	森本金一郎	森本リウ
特許第27198号	草鞋	大正3(1914)年3月22日	高藤栄次郎	
特許第28444号	ナムラ履物	大正4(1915)年4月14日	苗村徳次	
特許第28828号	伸縮自在靴	大正4(1915)年7月26日	忠隣正二	
特許第30760号	坂田式軽快二重台下駄	大正5(1916)年4月21日	坂田勝太郎	
特許第32570号	畦網履物底	大正6(1917)年4月27日	山本卯兵衛	
特許第38391号	左右木目を等しく成せる板張り下駄の製造法	大正10(1921)年1月28日	宮部弘吉	
特許第39156号	弾止駒下駄	大正8(1919)年5月16日	児玉満蔵	
特許第39227号	SN式「オーバシューズ」	大正10(1921)年1月6日	佐藤捨次郎 長島喜三郎	
特許第40243号	わらじ	大正10(1921)年4月15日	牧野栄次郎	
特許第41078号	地下足袋底	大正10(1921)年4月27日	塩見春市	
特許第64457号	草鞋	大正11(1922)年3月28日	近松金丈 的場仁市	
特許第64594号	護謨底草履製造法	大正13(1924)年9月21日	中桐佐太郎	
特許第65186号	履物	大正12(1923)年1月25日	近藤勝正	
特許第66000号	靴「カバー」	大正13(1924)年3月6日	金森慎三	
特許第70649号	靴「カバー」	大正14(1925)年5月2日	金森慎三	
特許第71245号	開閉靴履	大正14(1925)年11月2日	石崎博治	
特許第74232号	運動靴	大正15(1926)年7月24日	林敏二	
特許第87272号	草履製造方法	昭和4(1929)年10月14日	一城増太郎	
特許第101230号	靴	昭和5(1930)年5月23日	大貫通	
特許第103282号	突面を形成せる草履用「フェルト」底製造方法	昭和7(1932)年3月9日	山村真	
特許第104013号	組立式護謨草履	昭和7(1932)年9月7日	忠田久三郎	
特許第105262号	履物表の製造方法	昭和7(1932)年8月23日	沢田為司	
特許第106895号	靴	昭和8(1933)年2月9日	大貫通	
特許第109887号	護謨草履	昭和8(1933)年12月30日	忠田久三郎	
特許第112132号	護謨底履物	昭和8(1933)年9月22日	佐藤奈嘉雄	
特許第126515号	下駄製造法	昭和12(1937)年12月2日	藤原健作 柴田宇次郎	

詳しく調べるために

さらに詳しく調べるためには、特許情報プラットフォームを用いると便利です。
特許庁「特許情報プラットフォーム」のURL
<https://www.jp-latpat.inpit.go.jp/web/all/top/BtmTopPage>

参考文献

本書を編集するにあたり、左記の書籍およびサイトを参考文献として用いました。

- 『近代を牽引した糸』<https://www.jobu-kinunomichi.jp/panel/kindai.html>
『吉藤、熊谷、特許法概説第13版』平成12年 有斐閣
『専売特許條例』明治18年
『工業所有権制度百年史（上巻）』昭和59年3月30日 発明協会

SAMPLE

おわりに

特許庁に保存されている特許出願の明細書を調べ、近代の発明を見て我が国の知的文化の軌跡を探る試みは余り例を知りません。特許や実用新案に代表される工業所有権制度は、国の制度として優れた発明や小発明（考案）を独占権によって保護するために、特許出願の書類として発明や小発明が生まれた目的や、当時の時代背景、発明の技術的特徴などを文字と図面で詳しく説明した明細書の提出を求めています。そして、特許権が付与されたのち、この明細書は権利書的な性格があるので特許庁に保存されています。

こうして特許庁に保存された特許や実用新案の明細書には、出願当時の発明や小発明を生んだ技術的創造の中味だけでなく、発明を生んだ社会の背景や発明者の心情などが当然に文章に映って盛り込まれており、その当時の知的創作の意味を知るための歴史的情報源として後世に伝え残す価値ある優れた文化的アーカイブといえましょう。

本書の編集作業では、明治18年の専売特許條例制定当初から昭和14年の第二次世界大戦前夜までに権利化された発明（特許）や小発明（実用新案）を調査しました。そのうえで、その当時の発明や小発明が、どのような時代背景で生まれたのか、特に日常の生活文化とどのような関係があったのか、明細書の記載内容や図面を読み解き、我が国の生活文化の移り変わりを発明から学ぶ作業を行いました。

時代が変われば生活も変わります。生活が変われば発明も変わると考えられます。ある時代の社会背景をその時代の発明と重ねてみると、使われていた素材のもつ意味や日常生活の不具合などが発明者の目を通して浮かび上がり、当時の生活文化の一端を伺い知る手がかりになります。

本書では、旧字と濁点、句読点のない当時の明細書を現代の表現に置き換え、発明の要点や生活文化との係わりを現代文で表現する工夫を加えました。権利が絡む特許だけに選ばれた微妙な用語や言い回し方、あるいは、いまは使用されていない用語、今も使われている用語でも全く別な意味になる用語など、明細書の読解にあたって誤った解釈が入らないよう注意を払ったつもりです。なお、明治時代から昭和の前半まで、明細書は旧字体であり、昭和9年に日本の国語政策を検討する国語審議会が漢字の字体や仮名遣いが議論され、ようやく戦前になって標準漢字表が発表されました。戦後、昭和21年に当用漢字体表が発表され、旧字体から新字体へと切り替わったようです。

発明に見る日本の生活文化史のシリーズ発刊をお楽しみいただければ幸いです。

平成30年

株式会社ネオテクノロジー 編集者一同